平成２３年（フ）第９２号
宮崎県児湯郡新富町大字新田13678番地
債務者　中武　聡夫
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４３号
宮崎市大塚町宮田3022番地　第２旭洋ハイツ105号
債務者　小河　　翔
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７２号
宮崎県都城市上川東４丁目5763番地６、前住所宮崎県宮崎市新城町52番地新城フェリーⅢ102号
債務者　宮野　俊郎
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第７３号
宮崎県都城市上川東４丁目5763番地６、前住所宮崎県宮崎市新城町52番地新城フェリーⅢ102号
債務者　宮野　明美
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第７５号
宮崎県都城市山田町中霧島483番地４、前住所宮崎県都城市高崎町前田3786番地40
債務者　貴嶋　浩二
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第７６号
宮崎県都城市山田町中霧島483番地４、前住所宮崎県都城市高崎町前田3786番地40
債務者　貴嶋ユミ子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第８６２号
鹿児島県鹿児島市田上８丁目15番63号
債務者　新堀　龍一
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１５８号
沖縄県那覇市三原２丁目９番40号シャルムマンションみはら５－Ｄ
債務者　照屋江実子（旧姓浦崎・瀬名波）
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１７号
沖縄県国頭郡恩納村字真栄田1483番地
債務者　棚原　　貢
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第４８号
青森県三戸郡田子町大字田子字相ノ久保頭３番地の２
債務者　越後　由紀
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
青森県八戸市白銀台４丁目５番地４、前住所青森県八戸市類家５丁目14番17号
債務者　冨田　弘幸
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
宮城県登米市迫町新田字中葉ノ木沢22番地２
債務者　高橋　　寛
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第１１７号
兵庫県明石市大久保町山手台１丁目95番地
債務者　甲斐田鶴子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
富山市下赤江町２丁目２番４―303号　市営住宅
債務者　山本　芳樹
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５３号
青森市西滝２丁目15番43号　第二大豊荘203号
債務者　佐々木生子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５８号
千葉県柏市旭町４丁目11番７号　ジュネパレス柏第80―202号
債務者　中澤　智子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７０号
青森県弘前市大字南大町２丁目７番地98　南大町對馬貸家
債務者　蒔苗　泰子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
青森地方裁判所弘前支部